

松戸市教育委員会会議録

平成24年11月定例教育委員会

松戸市教育委員会会議録

平成24年11月定例

開 会	平成24年11月15日 (木) 14時00分	閉 会	平成24年11月15日 (木) 16時53分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 瀧田 泰子			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 八田 賢明	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 山根 恭平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 11 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21		
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22		
3	企画管理室長	平林 大介	23		
4	〃 室長補佐	堀内 文江	24		
5	〃 主査	小宮 光生	25		
6	〃 主任主事	内藤 秀明	26		
7	〃 主任主事	藤中 孝一	27		
8	スポーツ課長	須佐 賢一	28		
9	〃 課長補佐	梶野 勝彦	29		
10	〃 課長補佐	加藤 広之	30		
11	〃 主査	飯島 和彦	31		
12	学務課長	泉 晴行	32		
13	〃 課長補佐	山本 正美	33		
14	〃 課長補佐	鮎川 涉	34		
15	〃 課長補佐	織原 一浩	35		
16	教育施設課長	森 擁雄	36		
17	〃 課長補佐	加藤 雅通	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成24年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年11月15日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第53号

契約の締結について（松戸市立八ヶ崎小学校校舎耐震及びトイレ改修工事） (教育施設課)

② 議案第54号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)

③ 議案第55号

松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課)

④ 議案第56号

平成24年度末及び平成25年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに平成24年度末及び平成25年度松戸市立小・中学校教職員人事異動実施方策の制定について (学務課)

⑤ 議案第57号

平成24年度12月教育費補正予算について (企画管理室)

⑥ 議案第58号

指定管理者の指定について
(松戸運動公園他5スポーツ施設) (スポーツ課)

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件となっております。

◎議案第53号

委員長 初めに、議案第53号「契約の締結について（松戸市立八ヶ崎小学校校舎耐震及びトイレ改修工事）」を議題といたします。

ご説明願います。

教育施設課長 議案第53号「契約の締結について」、松戸市八ヶ崎小学校校舎耐震及びトイレ改修工事の契約の締結の提案をするよう、市長に申し出るものとする。

提案の理由ですが、八ヶ崎小学校校舎の耐震化及びトイレ改修工事を実施するため。

2ページをお願いいたします。

契約の目的、松戸市八ヶ崎小学校校舎耐震及びトイレ改修工事。

契約の方法、総合評価一般競争入札。これは5,000万以上の工事が対象となりまして、入

札価格と施工能力を一体として評価するのが妥当と認められるものを対象工事とするものでございます。

契約の相手方、株式会社湯浅建設。

契約金額、2億6,355万円でございます。これは仮契約、11月9日に契約締結となっております。

3ページをお願いいたします。

工事概要でございますが、改修建物、校舎で鉄筋コンクリートづくり、地上4階建て、延べ面積、5,382平方メートルでございます。

工事内容といたしまして、耐震改修工事、鋼板内蔵コンクリート構造補強新設。ピタコラム方式といたしまして、いわゆる耐震ブレースでございます。これを1階から4階までで、27構面。それから、柱の補強、壁補強、耐震スリット。それと、耐震改修に伴う取合工事といたしまして、コンクリートブロックの撤去及びアスベスト除去。建具及びガラスの交換。

イといたしまして、トイレ改修工事。これは内装撤去新設。トイレブース・手洗い流し交換。

ウとエに関しましては、耐震及びトイレ改修に伴う電気設備工事と機械設備工事となっております。

工期といたしまして、議会の議決を得た日の翌日から、平成25年11月29日までとなっております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第53号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 二、三教えていただければと思います。

まず、耐震の工事ということで真っ先に行われるべきものという認識で、皆さん認識を同じくしているところだと思いますが、この工事以外のところで、まだ基準が数値的に行き届いていないところがあるのかどうかという、他の学校についてということですが、それを教えていただきたいというのが一つ。

それと、この工事の金額が大きいからこの委員会で諮られるのかと思うのですが、今回委員会に諮られる基準は幾ら以上という金額基準について教えていただきたいということ、それから、総合評価一般競争入札ということで、総合評価というのはどういう観点で見ている

のかという3点教えてください。

教育施設課長 まず1点目のその他の学校の耐震化の計画でございますが、平成27年度までを目標に耐震化を行う予定でございます。

件数といたしましては、平成25年度が小学校14校、それから中学校が4校、合わせて18校でございます。それから平成26年度、小学校が13校、中学校が5校、合わせて18校です。それから最終年次の平成27年度、小学校が11校、中学校が6校、あと幼稚園舎が1棟と高校が1校でございます。

次に2点目の契約金額の大小についてでございますが、これにつきましては設計金額が2億3,000万以上のものを議会対象工事とすることになっております。

それから、3点目の総合評価落札方式でございますが、これは工事検査課のほうで評価項目及び評価点というのをつけております。それをもとに加算点を設けまして、さらに標準点、これは100点となっております。最終的に計算式といたしましては、まず技術評価点、割ることの入札金額、これに100万を掛けましたものが評価値となります。この評価値の一番高い業者が落札ということになっております。

以上でございます。

山田委員 補足で、式はわかりました。その技術というところが、いろいろ専門的なところがあるんだろうというふうには思います。詳しくお聞きしても多分わからない、それは結構だと思いますが、それはそれでじゃ公正にやっということかと思えますけれども、ちなみに今回は何社が入札されたのかということ、もう一回補足の質問。

教育施設課長 12社でございます。

山田委員 そうですね。12社の中から選ばれたということですね。わかりました。

それと、あと先ほどまだ多数の学校がこれから工事を予定されているということで、これは緊急度の高いところから行っているという認識で理解してよろしいんですか。

教育施設課長 はい、そうです。

山田委員 できるだけ早くやっていただけますようお願いいたします。

委員長 それに関連しますが、もう既に終わったところは何校ですか。

教育施設課長 平成24年度は12校終わっております。

山田委員 今年度が12校。

教育施設課長 はい。

委員長 それは、24年度までの合計が12校という意味ですか。

教育施設課長 24年度だけです。

山田委員 その前はないでしょうか。

教育施設課長補佐 ちょっと今手元に資料がございません。申しわけございません。

委員長 36校に17校をプラスすると、53校残っているということになりますね。

教育施設課長 ちなみに、校数だけでは判断できませんので、学校は棟数、棟が幾つかに分かれています。ですから、同じ学校でも例えば24年度に終わったとしても25年、27年にまた再度増築した校舎が残っているという可能性もありますので、校数だけでははかれない。

委員長 そうですね。

それと関連するんですが、5ページの図を見ると、校舎棟の耐震工事は今回やることになっています。屋内体育館についてはどうなっていますか。

教育施設課長 体育館は、すべての小・中学校は終わっております。

委員長 全部終了しているわけですね。

山田委員 ざっくり言うと、進捗率というのですかね、それが今どれくらいかと。八ヶ崎のこの辺が終わった、どれくらいだというふうに考えればよろしいでしょうか。

教育施設課長 進捗率についても、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど調べまして報告いたします。

瀧田委員 さっき2億3,000万以上の場合にのみ議会のほうへ出すということでしたけれども、今回、八ヶ崎小だけなんですけど、2校まとめた金額という場合はないんですね。

教育施設課長 それはないです。

瀧田委員 1校についての2億3,000万ということですか。

教育施設課長 あくまでも設計金額ですから、仮に小さい工事を2つ並べて2校合わせて2億3,000万以上だとそれも対象になるということがございます。今回は校舎面積が大きいので、それでいっちゃったと思います。

瀧田委員 それから、トイレのつくりかえることで、本当によかったと思っています。全部洋式になるんですか、それともどんな形になるのでしょうか。

教育施設課長 八ヶ崎小学校のケースでいいますと、トイレにつきましては両サイドに1カ所ずつ、それから中央に1カ所あるんですが、今回は中央のトイレを1階から4階までを改修する予定でございます。

瀧田委員 改修。ほかは、そのままです。

教育施設課長 はい。

瀧田委員 そうですか。洋式にするわけですか。

教育施設課長 そうですね。

瀧田委員 洋式にね。

それで、身障の方とかそういう方たちのトイレというのは、今どうなって、これからどう
いうふうにしていく予定なんですか。

教育施設課長 それも同じように、洋式化とともに手すり等をつけたりとか、段差を解消した
りとかというのはやっております。

瀧田委員 車いす対応とか、段差がないとか。

教育施設課長 はい、そうです。

瀧田委員 そういうことも、お考えいただいているのですね。ちょっと安心しましたけれども、
今までどおりでは車いすではとても不具合でしたから。わかりました、ありがとうございます。
す。よろしくをお願いします。

松田委員 関連してなんですが、耐震工事は喫緊の課題であるということはわかりましたので、
トイレ改修を同時に行う決断に至った理由というのを教えていただけますか。

教育施設課長 これも近年かなりトイレにつきましては、洋式化という問題がかなり議会等
でも問題となっております、今現在、私どもででき得る耐震工事であわせてやることによっ
て、補助金の活用等うまく利用できるのもので、平成24年度の工事から採用しております。

松田委員 わかりました、ありがとうございます。

八田委員 やはり、トイレに関係する質問ですが、そもそも、小学校、中学校などのような学
校というような特別な環境のトイレと一般のトイレとどう違うのか、どういう作り方をし
ているのかとか、それから学校でよく聞くんですけども、トイレで事故があるというのは、
手を挟んだということになっているんだということを聞いているのですが、ドアでも。そう
いうようなことも含めて、このトイレブースというのの定義はどんなものですか、正確にお
願います。トイレブースだけです。

教育施設課長 従来ですと段差がありまして、床がタイルのような状態で、これはトイレの掃
除をするときには水をばんばんまいたりして、トイレブースの板とかが腐食したりする。そ
ういったものが従来のトイレでしたが、今回の洋式化にあわせて、トイレブースも乾式
といって、通常こういった建物のトイレと同じように靴を履きかえたりしないで、そのまま
入れるような感じで、清掃に対してもモップで簡単にできるようなもので行っております。

瀧田委員 トイレのことに終始して申しわけないのですが、かつていろいろな子供たちが小学

校1年生に入って初めて給食を食べるときに、トイレのにおいがすごく気になるという意見を随分聞きまして、食の指導の中でトイレとの兼ね合いというのは、少し考えなくてはいけないんじゃないかというふうに思っておりましたから、その辺の衛生面でもう少しきちんとなっていくだろうと期待しているところです。よろしくお願いします。

委員長 そうですね。最近では昔と違って、各家庭が洋式になっていますから子供たちはそれになれているんでしょうね。したがって、和式ではなくて洋式にしてほしいという要望は結構強いですね。

それに、臭気についても今までのものとは違う環境面を考えてほしいということですね。

山田委員 この工事で専門的にちょっとわからないんですけども、特に耐震なんですけれども、アスベスト除去とかもあるので、校舎を使用できなくなる期間があるのか。

それから、仕上がった場合に補助材か何かで狭くとかいうか、要は外形的に変化が何かあるのかというようなことについて、ちょっと教えてください。

教育施設課長 まずは、工事に伴いまして使用できないという期間はございません。要するに夏休み期間中に主な工事、騒音等を要する工事等を行いまして、あとその他に関しては軽微な工事になっておりますので。

それから、その工事に伴いまして狭くなったりとかというものもございません。

山田委員 わかりました。

委員長 今言葉として出たアスベストについての不安はないわけですかね。

教育施設課長 これは例えば天井、ボードがあるんですけども、それを除去するために撤去するというもので。

教育施設課長補佐 すみません、教育施設課なんですけれども、今回のアスベスト除去につきましては、床のPタイルだとか、それから天井等に使われるボードに一部石綿が混在している製品が出ていた時代のものが使われておまして、というようなものを集合して除去するという、そういった工事ですので、それに伴っての直接的な飛散とか、そういったものに関してはかなり低いという、そういう工事にはなっておりますので、学校活動等に支障が出るような状況は生まれないということでございます。

委員長 アスベストはじん肺訴訟でも随分問題になりましたけれども、やはり注意して扱ってほしいです。特にそれが工事関係の人たちはもちろんですが、子供たちへの健康に影響を与える問題がありますから、そこは注意していただきたいと思います。

3ページの工事については、耐震とトイレを合算した費用として計上していますね。普通

はこういうふうにして計上するんですか。それとも、別々のコストを計算したのがあるんですか。

教育施設課長 合算で行っております。

委員長 そうすると耐震の工事のやり方と、トイレは違うような気がするんですが、そこを合算というのは何か根拠があるんですか。

教育施設課長補佐 耐震のほうにつきましては、建築等でやる耐震の部分と、それからそれに伴う電気、機械工事といった形で、おのおのの工事に一応個別に出しているんですけども、契約金額の提示といたしましては合算ということで、おのおの工事ごとの内訳は一応ございます。

委員長 出してあるわけですね。

教育施設課長補佐 ですので、トイレ改修工事につきましても耐震改修は金額としては一応できるような形で内訳としてはなっております。

委員長 そうですか。与えられた資料にはその辺の明細がないものですから、金額の合計額でしか判断できません。それが適切かどうかというのは、応札された方の金額が一番低かったもので、それでこれに応じた。入札金額が一番低かったわけですね。

教育施設課長 今回の場合は一番低いというのではなく、評価。評価を加味しましてやっています。したがって、12社の中で一番低い業者ではございませんでした。

委員長 ないわけですね。

教育施設課長 評価のほうが高くて高い業者が落札しております。

委員長 なるほど。

この方は今まで、この方というのは契約の相手方ですが、今までも学校の耐震工事に携わってきた。

教育施設課長 ほぼ毎年受注しております。

委員長 そうですか。そういう意味では、実績があるということですね。

教育施設課長 そうですね。

松田委員 1点よろしいですか。

先ほどの私の質問に対する回答として耐震改修とトイレをセットで昨年度から考えてきたということですが、これから25年、26年、27年も、そういう方針でいきますか。耐震と、それからトイレも何カ所かある場合には、それを全部直すのではなくて、どこか1カ所とのセットで考えるということか。

教育施設課長 耐震に絡む棟の1カ所。

松田委員 耐震に絡む棟の1カ所、セットでいくということですね。

教育施設課長 それを各階を改修するという予定でございます。

松田委員 わかりました。ぜひ、きれいなトイレをつくっていただければと思います。

委員長 いかがでしょうか。

施設のほうでは、こういう工事に伴う設計、それから評価基準等はしっかりと検査され、精査された上での公開入札をし、それで決定するということになっていると思います。細かい点については、場合によっては個別にお伺いすることもあるということですのでよろしいですか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで質疑及び討論は終結し採決いたします。

議案第53号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

教育施設課長 ありがとうございます。

◎議案第54号

委員長 次に、議案第54号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、議案第54号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、退任者が生じた地区に新たにスポーツ推進委員を委嘱するためでございます。

1 ページにございますように、矢切地区から推薦のありました三石文さんです。年齢は38歳で、指導できるスポーツはバレーボール、スキーでございます。また、好きなスポーツはスキー、バレーボール、バドミントンとのことでございます。なお、三石さんは中学、高等学校保健体育教員免許を持っているとのことでございます。

2 ページをご願います。地区別集計表となっております。現在の人員は松戸市全体で

107名ですが、矢切地区は当初の推薦依頼人数が5名のところ9名いらっしゃいました。矢切は地区的には推進委員さんが多くいらっしゃいますが、市全体に見れば123名が理想の人数ですので、多い地区、少ない地区などを全体で調整していきたいと考えております。

矢切地区は議案第55号でご説明いたしますが、1人退任されましたが、その補充という形になります。なお、今後も各地区より追加推薦があった場合は、随時委嘱をする予定でございます。

説明は、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第54号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。いかがでしょうか。

山田委員。

山田委員 三石さん年齢も比較のお若いということですし、ご活躍だと思いますし、以前の別の方のときにも申し上げましたけれども、バレーボールとかスキーとか得意な、あるいは好きな指導できる競技があるということで、そういった方面で力を発揮される機会ができるだけ多くあるといいなというふうに願っています。これは地区でいろいろと活動もあると思いますので、そういったことが矢切の地区でさらにバレーボールなり発展されるのかなと思って期待をしております。

ちょっと質問なんですけれども、総合型地域スポーツクラブとこのスポーツ推進委員というのは絡まないんですね。あれはあれで別ですね。矢切があつて、小金原があつて、あともう一つあるんですね。

スポーツ課長 総合型地域スポーツクラブにつきましては、当初その地区で立ち上げる際に、地元のスポーツ推進委員さん、前体育指導員ですね、現在のスポーツ推進委員さんが中心になって、小金原地区も矢切地区も進めていって、今設立しているというような形になっております。この矢切地区についてもこの三石さんが総合型地域スポーツクラブの中で指導等、活躍させていただけると思います。

山田委員 そういう相乗効果、ぜひ期待したいなというふうに思います。

ありがとうございます。

瀧田委員 地区によって相変わらず女性が1人もいらっしゃらないところがありますので、できれば次に推薦のとき、地区長さんに女性の中からいかがでしょうかというような助言をしていただくと、1人か2人は出てきてくださるのではないかとというふうに思います。

地域に関する女性の働きかけというのは必要だと思っていますので。

スポーツ課長 今、瀧田委員のほうで小金地区と言われましたけれども、今回の総合型地域スポーツクラブの小金原については、下にありますように小金原に7名推薦依頼人さんがいらっしゃいまして、小金はおっしゃるとおり地区が大体北と南に分かれていまして、その中でご案内のとおりソフトボールの指導員の方が、推進委員になられるという状況でございます。そういう状況なので、今言われましたように地区長にはぜひ女性のスポーツ推進委員を推薦いただけるようお願いはしたいと思っております。

瀧田委員 よろしくお願ひします。

年齢38歳ということですから、ここで何回も議論をしましたが、若い人にもどんどん入っていただくという趣旨で大いに歓迎したいと思ひます。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第54号につきましては、質疑及び討論を終結し採決いたします。

議案第54号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

スポーツ課長 どうもありがとうございます。

委員長 ちょっと追加的に確認だけさせていただきます。

今のその方の任期ですが、24年11月15日、きょうから26年3月31日までで、これは後任者としての任期ということの理解ですね。

スポーツ課長 はい、そうです。

委員長 前任者の残りということですか。

ありがとうございました。

◎議案第55号

委員長 次に、議案第55号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願ひします。

スポーツ課長 それでは、議案第55号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、松戸市スポーツ推進委員としての多大な功績と労苦に感謝の

意をあらわすためでございます。

始めに、上から五香六実地区の金丸友光さんです。スポーツ推進委員を14期、28年6カ月務められ、今年9月28日にお亡くなりになりました。

続きまして、矢切地区の一川恵美さんです。一川さんは、スポーツ推進委員を4期、7年6カ月務められましたが一身上の都合により、今年9月30日に退任されました。

以上、2名の方々でございます。

2ページ、3ページは推薦調書となっております。説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第55号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 特にご苦勞に感謝申し上げます。

委員長 先ほど私が最後に確認をさせていただいた任期の件は、この一川さんの残りの期間です。一川さんの後任ということですか。

スポーツ課長 はい、そうです。

委員長 一川さんはまだお若いのに残念ですね。4期7年と6カ月、スポーツ推進委員としてご活躍いただきました。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第55号につきましては、質疑及び討論を終結し採決いたします。

議案第55号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

スポーツ課長 どうもありがとうございました。

◎議案第56号

委員長 次に議案第56号「平成24年度末及び平成25年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに平成24年度末及び平成25年度松戸市立小・中学校教職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 学務課長の泉でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第56号「平成24年度末及び平成25年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに平成24年度末及び平成25年度松戸市立小・中学校教職員人事異動実施方策の制定について」ご説明いたします。

初めに資料の確認でございます。1 ページ目が提案のかがみでございます。2 ページ、3 ページ目が松戸市の人事異動方針。4 ページ、5 ページ目が人事異動実施方策でございます。6、7 ページが今年度と昨年度の人事異動方針及び実施方策の新旧対照表でございます。

それでは、説明させていただきます。

まず、2 ページでございますが、本件につきましては県費負担職員の人事異動でございますので、任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針・実施細目に基づいて推進するものでございます。千葉県の方針にのっとり進めていくことが基本になりますが、松戸市としての教育施策方針の積極的な展開を図るため、具体的な方針として大きい1番から7番まで考えております。

昨年度からの変更点についてのみ、説明させていただきたいと思ひます。

まず、大きい2番。千葉県教育委員会との連携を図りながら、松戸市の教育施策方針の積極的な展開を図るための人事を積極的に推進する、これですが、昨年度の教育課題を解決するから、さらに松戸市としての教育施策方針の積極的な展開を図るためと文言を改めさせていただきました。

3番目ですが、学校組織の充実・刷新を図り、学校の実情・実態を踏まえた経営の工夫・改善のため、すぐれた人材の確保に努める。これも学校課題を解決するということから、さらに学校の実情・実態を踏まえた経営の工夫・改善のためと改めさせていただきました。すぐれた人材の確保ということにつきましては、ここ数年、100名前後の新規採用職員が松戸市に配置されるようになっております。さらに市外、あるいは管内から松戸市に教員が採れるような状況になりましたので、そういうところからも優秀な人材を確保していきたいと考えております。

次に6番目の管理職関係ですが、今年度末は9名の校長先生方が定年退職いたします。それに伴ひまして、管理職の新規登用者が出ることとなります。そういう状況を踏まえて、

(1) から (4) に示した方針を基本に登用を進めたいと考えております。なお、(4) の女性職員の管理職への登用を積極的に推進するにつきましては、昨年度ご指摘いただきまし

たので、今年度より追加いたしました。こちら県と協議の上、適任者の登用に努めていきたいと考えております。

7番目が一般教職員の適正配置ですが、(1)の教職員年齢構成の二極化に伴い、人材育成に努めるとともに、教職員の力量・資質、実績・経験を踏まえ、バランスを図りながら、職員構成の適正化を図るとさせていただきました。ここ数年、先ほど申しましたが毎年100名前後の新採教員が入った関係から、教職員の年齢構成のアンバランスが生じております。ちなみに具体的な数字で申し上げますと、松戸市の教員の年齢構成は現在小学校は20代が26.8%に達しております。これは増加傾向にあります。そして、30代、40代、これら両方合わせまして31.9%。そして50代が31.2%。再任用が10.1%と、まだまだベテランが半数近くを占めているという状況です。

中学校では、20代が18.8%。これも増加傾向でございます。30代、40代が32.9%。そして50代が40.1%。再任用が9.5%というように、小学校同様、ベテランが半分を占めるという状況は変わっておりません。

各学校の教員年齢はさまざま、そういう各学校の年齢構成のバランスをとるような人事を少しずつ進めるとともに、各層別の研修会を実施し、人材の育成にも努めてまいっております。

続きまして、(2)新規採用教職員及び他市中堅教職員の積極的採用に努め、学校組織が活性化する人事を推進するとさせていただきました。これも(1)と関連するのですが、松戸市の教員の再任用を除いて、平均年齢が小学校で40.9歳。昨年度は42.2歳でしたので、若返っております。中学校で43.6歳、昨年は44.2歳でした。

ここ数年、新規採用教員が大量に採用されておりますが、まだまだ50代以上が半数近くということで、高齢化が解消された状況ではございません。新規採用教員の積極的配置に努めるとともに、30代後半、40代が少ないですので、中堅教員の獲得に努めたいと考えております。

中堅教員の補充は一朝一夕にできることではないのですが、他市との人事交流や、教職経験のある年齢の高い新規採用教員というものもありますので、そういったものを県と協議の上、県と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

次に(4)学校の実情・実態を踏まえ、定数の配当や資格所有者の適正配置を推進するのですが、県の定める配置基準にのっとり、子供の数、学級数に応じて適正に配置していかなければなりませんし、中学校でいえば教科免許の所有者。あるいは、小・中学校では司書教諭

の資格者等の適正配置に努めていきたいと考えております。

(6) 特別支援教育の充実、特別支援学級の活性化を図るため、積極的な人事交流に努め、意欲的に改善する適任者を配置するといたしました。次年度、中学校に知的障害の学級1学級を新たに設置したいと考えております。今後、特別支援学級と通常学級の交流教育がますます進んでいったり、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の割合がふえてまいります。その関係からも、県の特別支援学校からの人事交流や、特別支援学級の担任ができる教員を発掘していかなければならないと考えております。

続きまして、4ページの実施方策についてご説明いたします。内容的には大きい変更点はございませんので、中心になる部分をご説明させていただきます。

まず、2番の(1)大量退職期を迎え、退職期に近い教職員の適正配置及び職員構成の適正化を図るとともに、新規採用教職員の計画的・積極的採用に努めるとさせていただきました。今年度の定年退職予定者は61名。これに希望退職も加わります。それに伴った数の新規教員が配置されると予想しております。今後もしばらく同じような状態が続きます。中堅教員の不足も大きな課題ですので、その年齢層を配慮した新規採用教員の確保に努め、バランスのよい年齢構成となるよう適正配置に努めたいと考えています。

続きまして、(2)教職員年齢構成の二極化、職員構成の学校間格差、不均衡の是正に努めるですが、先ほど人事異動方針で申し上げたとおり、教職員の年齢構成が二極化しており、全体的にアンバランスな形になっております。この状況は学校によって差があるのが現実で、または男女比とか、教員の指導力を含めた資質についても考慮していかなければならないと思っております。各学校の状況、教員の状況をしっかりと把握した上で、バランスのとれた職員構成になるよう人事を進めていきたいと考えております。

最後に3番、活力ある学校運営のための異動方策として、(1)先見性のあるアクティブな経営戦略により各校の諸問題を工夫・改善し、充実かつ活力ある学校運営がなされるよう管理職の配置を推進するとさせていただきました。松戸市としての教育施策方針の積極的な展開を図るため、先を見つめた積極的な工夫・改善ができるよう、管理職を配置していきたいと考えております。

以上、人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第56号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

かなり文言を変更し、内容に踏み込んだ表現になっております。その点も含めてご審議願います。

山田委員 文言がかなり変わった部分については、今のご説明でよくわかりました。また、それをおおむね大変踏み込んだ、委員長が言われましたけれども踏み込んだものですばらしいと思います。以前、川村先生がよくおっしゃっていた女性管理職の登用についても、言葉にいただいたということも踏まえていいものになっています。

ちょっと確認をしたいのが、年齢構成の二極化ということを明確に問題点といいますか、解決すべき問題・課題として上げられておられます。これは、例えば3ページの適正配置のところでの(1)でいうと、教職員年齢の年齢構成の二極化に伴い人材育成に努めるというのが一つと、それからバランスをとりながら職員構成の適正化を図るという解決策を出されておられます。

4ページのこの実施方策のほうの2の(2)では、ちょうど中段あたりですが、教職員年齢構成の二極化の是正に努める。これは年齢が二極化しているのは、もうある程度しょうがない。しょうがないというか、事実そうであると思いますが、これはどのようにして例えば人材育成に努めて、その二極化を克服していくのか。克服というか、二極化に伴う不具合があるとすれば、それを克服されていくのかということところがちょっと興味を持ちました。

また、二極化の不均衡の是正というふうな言い方をしたと思います。実際には、それをどう不均衡を是正されるのかということ。ちょっと答弁で気になったのですが、お願いいたします。

学務課長 二極化の不均衡の是正と、それから人材の育成、2つに分けて話をさせていただきたいと思いますが、小学校、中学校合わせて64校。学校においては若手が多い学校、あるいは逆に50代が多い学校というぐあいに、同じ松戸市内でも学校ごとに見ていけばバランスが崩れております。ですので、50代が多い学校の中から異動者が出た場合には、できる限り若い層を入れていくというような感じでの是正を図っていきたいと思っております。

もう1点の人材の育成につきましては、これにつきましては各学校の校長先生方も、やはり若手の人材育成というものを学校の中心課題として上げておりますので、そういったまずは学校の研修等での若手育成という、一つの人材育成の柱とさせていただいております。

もう1点は、委員会としても県が行っている初任者研修とか、それから5年、10年という

節目の研修があるのですが、市教委としてもそういった今指導課がやっているラードという
ような、新しい若手中心としたボトムアップ型の研修なども実践しておりますので、そうい
った意味で各階層に応じた、例えば教務主任前の学年主任クラスの研修会、教務新任研修会、
それから新任教頭研修会のように、それぞれの各層に応じた研修を企画しているところでご
ざいます。

山田委員 わかりました。

私ちょっと、多分読み間違えているのは、特に4ページの2番の(2)は、教職員の年齢
構成の二極化の是正じゃなくて、二極化と職員構成の学校間格差の是正ですね。

学務課長 そうですね。

山田委員 二極化は是正しようと思っても、年齢構成はしようがありません。ある程度、中長
期の他市からの採用とかで補うという解決策なのかなと思って、そういう答えがあるのかな
とってお聞きしたのですが。

学務課長 すみません。

山田委員 そうではなくて、学校間格差の是正ですね。

学務課長 はい。もう一つ、プラス今ご指摘をいただいたように、新規採用者の中にも他市、
他県での教職経験者を保有した新規採用者もおりますし、また東葛、あるいは他の事務所か
らの異動希望者もおりますので、そういった場合のものも含めた是正ということも、もちろ
ん含まれております。

山田委員 わかりました。ありがとうございます。

松田委員 私のほうから3つ質問をさせていただくと同時に、意見も申し上げてよろしいん
でしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

松田委員 意見も一つ申し上げようと思いますので、よろしく願いいたします。

まず3ページの7の(6)になりますけれども、意欲的に改善するとあるのですが、これ
は何を改善するのか。つまり今どこにどのような問題があつて、何を改善しなければいけな
い状況にあるのか。この辺をもう少しご説明いただきたいと思います。

それから2点目ですけれども、5ページの3の(4)です。条件つき採用制度の厳正な運
用ということなんですが、恐らく条件つき採用というのは新採ではないかなととらえていま
す。今全国的にも新採の教員の退職というのが非常に問題になっているところだろうと思
うんですけれども、松戸市で毎年100名新採がいるという状況の中で、条件つき採用の期間に

やめていく者、退職する者というものがどれくらいいるのか。そして、それがどういった理由によるものなのか。把握している限りで結構です。教えていただきたいなと思います。

それから3つ目の質問なんです、2ページ目の6の(4)女性管理職の登用なんです、今、関東近都県では管理職になりたがらないという先生方が非常にふえてきて困っている状況があります。その結果、資質が十分でない者が管理職になって、教員も保護者も、また自分自身も非常に困ってきている、苦しんでいるという、そういう状況も出てきています。特に女性職員を積極的に管理職に登用することを推進することになりますと、適任者を登用するために様々な面での条件を整えていくということが求められるだろうと思います。ここで方針の中にこのような形で入れてきたということは、何らかの条件を整えるための取り組みを具体的にどんなふうに行っているのか。あるいは、これからどうしようとしているのか。その辺をご説明いただきたいなと思います。

それから最後に意見です。4ページ目の2の(3)ですが、強力に配置がえを行うということがあります。私は学校の活性化のためには人事異動というのが非常に有効な手段であって、最も重要な施策ではないかと考えております。それを踏まえたと、何年も配置換えをしないことにもメリット、デメリットがあると思うのですが、異動に伴って新しい体制になるリスクと、よどみのリスク、これを比較した場合には、断然前のほうが軽いだろう、小さいだろろうと思っています。よどみのリスクのほうが大きいだろろうと考えておまして、強力にというよりは、むしろ一定のルールの下で強制的にでも私はやっていいのではないかとというふうな意見があります。ぜひ学校の活性化のために、人事異動というものを積極的に方針に基づいて実践していただきたいなと、このように考えております。

以上、意見です。

学務課長 まず、3ページ、大きい7番(6)についてでございます。平成17年度に中教審の答申が出まして、特殊教育を特別支援教育のほうに考え方が変わってまいりました。ぜひそういった中で特別支援学級と、それから通常学級との行き来、交流というものが盛んになってまいりました。それである以上は、ただ単にかつての特殊教育を押ししていくものではなく、もっと積極的な特別支援教育に意欲のある人材を、適任者を配置したいという考えでの項目でございます。

続いて、5ページ、条件つき採用制度の厳正な運用に努めるという件につきましては、平成24年度現在に関しては、今のところ精神、神経を理由に療休、あるいは休職をとっている者はございません。

それと、2ページ、大きい6番、(4)女性管理職への登用という件でございますが、今特に女性の管理職というのにはこだわらず、とにかく管理職というものに関しては大変厳しい目が世間からあるわけですので、本市としてはSU講習会を使いまして登載前の研修を行ったり、あるいは新任研といったもので人材の育成を図っております。ですので、特に女性のための条件を整えていくという取り組みについては若干弱い面もあるかもしれませんが、管理職として十分耐え得る人材の育成については努力しているつもりでございます。

4ページの大きい2番、(3)強力にというところを強制的にとというようなご意見でありましたので、これはご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松田委員 ありがとうございます。

3ページの7(6)をちょっと端的にお聞きしたいのですが、何を改善するのかという、意欲的に改善する適任者ということなんですが、何を改善する適任者なんですか。

委員長 つまり6ページの対照表をごらんになると、その辺が明確になってくると思います。

一番下の(6)を見ると下線が引いてあります。意欲的な適任者とあるところを、今度は意欲的に改善する適任者となっていて改善がどこにかかるかということですね。それと何を改善するかという質問だと思います。

場合によっては、改善に意欲的な適任者かもしれません。でも、その場合も同じように改善というのはどんなことかという疑問が出てきますね。それは前の文章に、特別支援教育の充実、特別支援学級の活性化に意欲的とあります。その改善に意欲的というふうにもとれるわけです。したがって、意欲的がどこにかかるか、あるいは、改善がどこにかかるか。言葉のつながりの問題かなと理解していますが、いかがでしょう。

学務課長 特別支援教育というぐあいに17年度に変わって、まだ六、七年でございます。その中で、やはりまだ旧態依然とした考え方の学校も多々あると思っております。ですので、そういった特別支援学級と通常学級の交流教育などをコーディネートをしていくために、こういった改善に意欲的な人材を配置していきたい。文言は足りずに申しわけないのですが、そういった意味合いでつくらせていただきました。

委員長 今、泉課長がいみじくもおっしゃった、改善に意欲的。そこに言葉がかかりますよね。

松田委員 そうですね、もう少し練っていただけると、わかりやすいかなと思います。

教育長 そこは今委員長なんか言われたように文言を直して。

学務課長 わかりました。

委員長 言葉のつながりとしては、それでよろしいですか。

教育長 そうですね。活性化を図るために意欲的などということがはっきりわかるように、文言を訂正させていただいてよろしいでしょうか。

松田委員 よろしく願いいたします。

八田委員 3ページの7です。7の(5)、いつか聞いたこともあるかと私は思うんですけども、小・中・高等学校の連携。人事交流のことなんですけれども、その実績、何かありますか。示されますか。

学務課長 一緒になってしまっているんですけども、義務の小・中から県立等に行った者が、昨年度は4名が県立のほうに行っております。

委員長 そのところを、もう一度繰り返しをお願いできますか。松戸市の小・中から県立高校に何名が行き、県立高校から松戸市の小・中に何名が入ったということですか。

学務課長 小・中・高一緒になってしまっていて、ちょっと手元の資料がないのですが、市内の小・中学校から県立、あるいは市外に転出した者が21名。逆に入ってきた者が、17名という数字です。

委員長 ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

山田委員 この人事異動という教職員の間で、今多分、他市とか、あるいは県立高校とかとの人事交流のお話にもありました。私が今年度、県立の市内の高校で職業教育のことでお話をすることがあって行ってきました。そちらの学校の先生とお話して私の業界の話をしたんですけども、教職外の経験をお持ちの世界から教職をもともと持っていて、そういうふうに先生になるという方はいらっしゃるのでしょうか。

ちょっとこのごろ小学校でも中学校でも、いろいろ社会との接点というのでしょうか、職業教育みたいなものかなり意識が高いと思いますけれども、教員の世界以外のところと行き来をした先生方というのはいらっしゃるんですか。そういう方々は、逆に登用される道があるのかどうかという質問でございます。

学務課長 現職の教諭が研修という形で民間企業に行く、そういった研修はあることは事実です。

山田委員 それは市内でもありますか。

学務課長 市内では、まだ実績はありません。

山田委員 ないですか。

教育長 今まで行ったことがある人はいます。今年は行ってはいないけれども。

学務課長 そうですか。

教育長 今のご質問は、教員以外のキャリアを持ってなった人がいるかということですよ。それは結構いますよ。

学務課長 大学を卒業して、一たんは民間企業に勤められて、それで教員免許をお持ちの方で受験している方はもうかなりの数であります。

教育長 僕もそうだし。

山田委員 逆も当然あるということです。

教育長 逆は余りないんじゃないですか。

委員長 山田委員のご質問の趣旨は、むしろ子供たち、あるいは高校生にとって、キャリア教育という意味でも教員の人事交流が大切であり、したがって人事交流がどんな形で可能かということも含めてということですね。

山田委員 余り質問に答えていただけなくていいというか、私の意見なんですけれども、というのは学校の先生が一般社会をどうとらえて、子供たちにどういう社会があるよと。君たちの向かうべき社会はこういうところで、こういうふうにしてみんな生きているんだよということを、自信を持って語っていただく。直接言葉にするかどうかはともかく、そういう姿勢でいただくということがすごく今難しい社会で、学校を出たら就職難だけかといったら全然そんなことない、いよいよそうなってくるという中で、いろいろなこういう経験が先生方の体験の中ににじみ出てくるといいなというところで、学校外の職業を経験された方がいらっしゃるの実は多いということもお聞きして理解できましたし、そういったことの世界が広がるように先生の、あるいは生徒のというふうになったらいいなというところでちょっとお聞きしました。

すみません、まとまっていない。

委員長 大学教師なんかその典型です。私を含めて余り世間を知らない人間が多いです。山田委員のご意見、ごもっともな意見としてしっかり聞いておきます。

最近では大学教師としていろいろな実務経験を持った人が入ってくるようになりました。そういう意味では時代が少しずつ変わっていると思います。

ただ小・中学校は義務教育ですから、正式に教えるためには教員免許が必要であるという、その前提はクリアしなければいけない。大学の教師はそれが要らないものですから、比較的楽ですけれども、義務教育はそれが限界ですよ。ただ校長先生だけは、免許が要らないん

ですか。東京都で行われたケースでは、免許を持たないで校長先生になっていましたよね。

学務課長 民間校長ですね。

委員長 そうですね。教員の交流は、これからとても重要になってくると思います。

八田委員 そのことと関係しているかと思うんですけども、ロータリークラブとってあれなんです、私、松戸東ロータリークラブ。そこでは二中ですね、二中に対して出前教室というのをやっているんです。ロータリーというのは全く全部仕事が違う人方なんです。そこから六、七人が教室に行きまして、自分の仕事のことを話しているんです、生徒さんに。それをここのところ何年間もやっているんです。そんなところで、随分校長先生からも喜ばれております。時間をいただいて、話の内容はもちろん職業のことです。それを出前教室というんです。ボランティアでやっています。

委員長 ということだそうですね。大いに参考にしてほしいです。

瀧田委員 今回の方針、方策を拝見させていただきますと、個々の学校の実態とか実情、特色を認めた上で積極的に取り組む姿勢がうたわれている感じがいたしました。全部一様にとらえるのではなく、個々の実態、実情を認めているということが、とても大事なことかと思えますけれども、これは、松戸市独自の変わった部分なんでしょうか。それとも、千葉県教委のほうも文言を変えているのかどうか。

学務課長 県の方針も10月19日付でこちらに参っております。その文言と、それから昨年度の文言を読み比べたところ、県の場合は1カ所だけ変わっている程度で、そんなに大きな変更はございませんでした。ですので、今回はあえて松戸市として、松戸市の教育施策を受けた学校運営というようなことを含めた、そういった人事を考えていきたいと思って、今の箇所を変えました。

瀧田委員 では、意欲的な取り組みと理解して応援していきたいと思います。

それから二極化ということで、中堅教師の確保が難しいということ。これは松戸だけでなく、全国的な傾向で他市からの交換といってもなかなかその辺は難しく、やはり丁寧に育成していくという形しか望めないんじゃないかというふうに思うんですけども、平均年齢的に見たら、ちょうど中堅の年齢になるんですよね。でも、やはり二極に偏っているわけですね。大事なところの中間が不足していますから、その辺は丁寧に、学校にというよりも、もっと大きい組織で取り組んでいただきたいというふうに思います。

委員長 というご意見ですね。

瀧田委員 そう思って、お願いします。何かあったら、教えていただければと思います。

学務課長 年齢で一番やっぱり低いのが、40から44という世代が圧倒的に低い世代になっております。平均ですとそのくらいの平均になるんですけども、人数的にはやっぱり一番低い、少ない層が40から44。38、9も含めながら。

先ほどやはり他市も同じような条件であることが、千葉県下も条件的には一緒です。ですので、新規採用者を見てみますと、例えば北海道で10年も経験してきて40前後になっている者がこっちに来てみたりとか、かなり他県での経験者が今この千葉に戻ってきているような状況があります。かつては地元で採用ができなかったから、東北や関西のほうに行っていた者たちが戻ってきているという状況もありますので、その辺も含めて丁寧に人材を発掘していきたいと思っております。

瀧田委員 よろしくお願ひします。

山田委員 何回も申しわけありません。

最後に私の、これで7ページで見ると新旧対照表の3の(1)で、「改革的な経営」が「先見性のあるアクティブな経営戦略」に変わったということで、ここもかなり文言とすると本当にアクティブになったんですけども、改革的な経営というところから今度は経営戦略ということ。言いかえたことによって、先見性のあるアクティブな経営戦略を要は学校ごとに立てるといふふうに読めます。これは、そういう理解でいいでしょうか。つまり、松戸市としてアクティブな経営戦略を持っているということではなくて、各学校がアクティブな経営戦略を立てるように土俵は整えてあるというように思います。

そうすると、かなり各学校間で今までもそうなんでしょうけれども、自由度が増すというか、いろいろなことができるようになるというふうに理解して、そういう変化だと思っただろうでしょうか。

学務課長 委員がおっしゃるとおりで、各学校が一つ売りをつくっていく。要するに目玉をつくっていく。独自の経営戦略を立てていく。そういった意味で、この文言に願いを込めているつもりでございます。それについては、教育長がたび重なるいろいろな会議、校長会議等では、繰り返し、繰り返し話をしているところでもありますので、私どももそれを願っているところでございます。

以上です。

委員長 そうですね。学校長が創意工夫せよと、それを教育委員会としても積極的に応援したいということです。

2ページが一番最後、女性職員の管理職への登用とあります。この点は長年、ここでもい

ろいろな形で意見交換をしてきました。まず進めることは、とても重要だと思います。ただ、女性にそれだけ活躍していただくためには条件整備が必要ですということも、我々は認識しておかなければいけません。家庭の主婦であり、それから子供を育てる母親であり、学校に行けば教師であり、しかも管理職として経営に参画するとなると、とても負担が多くのかかってきます。そうすると、その分やはり周りの条件整備をしておかないと、女性1人ではそういう任務にこたえていくには限界があります。

したがって、そういう点での条件整備を進めていく必要が出てくると思います。そういう思いといいますか、我々の基本的な願いを満たしていくことを前提として、女性の管理職登用を図るというふうに理解させていただく、それでよろしいですか。

学務課長 はい。

委員長 EUでは女性管理職を最低限4割にせよとか、北欧ではもう5割が当然だというふうに報道されています。日本はまだまだそこまでいきませんが、徐々に、徐々に、整えていく必要がある。日本とヨーロッパでは、女性の働く環境が余りにも違います。

わが国でも女性が働くについて、働きやすい、あるいは働いても大丈夫なような周りの条件を整える必要があるのにそれをしないで、形だけ男女雇用機会均等法があるなんていつだって実現は無理です。女性が自然に働くことができるように、周りを整理しなければいけない。

山田委員 それは意識の問題ですか。

委員長 それもあるし、制度の問題や政策の問題もあります。男性側の意識改革も必要です。家事に協力しないで、女性だけに押しつけるというのでは無理。例えば子育てを一緒にやるということです。

瀧田委員 話し出せば切りがないんですが、管理職になって急に女性が何だといったって遅いんですよね。やっぱりもっと若いときから、女性独特の擁護というか、それが肉体的にはもう絶対に必要なわけです。それを無視して、男と女と同じように働いて、働いて、そして耐えられた人が管理職になっていくというのは、もうその段階から不均衡になっているわけです。初めから働く女性の擁護というのは管理職になる、ならないは別にしてあるべきなんです。日本ではその部分というのはほとんど考慮されておられません。ですから、若い女性たちも知らず知らずのうちに苦勞をしていると思います。

そのことが、ひいては家庭生活とか、それから子供の数とか、そういうことにも大きく響いてきていることは事実なので、できれば初めから女性の擁護というのを別枠で、いろいろ

な形で検討する必要があります。そして例えば育児で何年か休むじゃないですか。5年でも。休んでもとのところへ戻れるかという、戻れない現状です。5年休んで、まず全然違う職種とか、違う状況に自分を置いて、縦社会に出ていく。そこのところの出おくれというか、実際に出おくれさせられるわけです。肉体的にこれはどうしようもなく、ある意味子供を産まなくてはいけない年齢というのは限られており、それなりの機能がちゃんと備わっていますので、それは男の人ではわからないことです。

女性の管理職の人が、若い女性が将来に希望をもって仕事ができるような、地位のある人はそういう発言をしていただきたいと切に思っています。こんなことを話し出すと切りがないので、ある程度で要望だけにしておきます。

委員長 そういう哲学というか、基本的な姿勢が日本には欠けているので、ちょっときついですけれども、少なくとも松戸市としてはそういう基本的な方針でやっていきましょう。そういう意識でやっていきましょう。

議案第56号につきましては、まだまだご意見もあろうかと思いますが、そろそろ質疑及び討論を終結し採決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

山田委員 その文言の修正は、それで決まりですか。それとも、一任でいいわけですね。

教育長 先ほどの委員長から言われた方向で直させていただくことを一任していただけるとありがたいです。

山田委員 であれば、ちょっとあわせて私さっき質問をして、私が読み間違えましたといった二極化のところも、文章だけを正確に読んでいくと少し日本語的に整序したほうがいいように思います。

もう一つ言うと、4ページの2の(1)もそうなんですけれども、退職期に近い教職員の適正配置及び職員構成の適正化を図るということは、これは2つのことを言っているんだろうね。退職期に近い教職員の適正配置を図るとのことと、職員構成の適正化を図るとのことですよね。多分ここはそれで、これで無理なく読めるかなと思うんですけれども、特に(2)のほうはちょっとよくよく読んでいくと、日本語的にはもう少し工夫してもいいかもしれませんので、私はできればそこら辺は教育長に一任で結構でございますので、ことし変えたところなので、ことし変えたところについては文意がちゃんととれるようにしていただきたいというのが思いです。

教育長 では、ファクスで。

委員長 4ページの2の(2)は、教職員年齢構成の二極化傾向に伴い、あるいは二極化傾向

にかんがみという趣旨ですね。

山田委員 そうですね。

委員長 教職員の構成の学校間格差均衡の是正に努めるという文章のつながりであるとすれば、かんがみというふうな言葉を入れたらどうでしょうか。

山田委員 それでいいのかがどうか、本当に今ここで急にやっちゃっていいのかがどうかはあれですが、それでよければ私はそのほうが日本語的には理解がすんなり。

教育長 大事なところなので、今のご意見を踏まえて訂正し、もう一度ファクスを送らせていただいて、いただきたいと思います。

山田委員 趣旨はもう全部了解します。

委員長 ということで、採決いたしたいと思います。

議案第56号につきましては、ただ今議論をしていただいたようなことで決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第56号はそのように決定させていただきます。

学務課長 ありがとうございます。

◎議案第57号及び議案第58号

委員長 次に、議案第57号「平成24年度12月教育費補正予算について」及び議案第58号「指定管理者の指定について（松戸運動公園他5スポーツ施設）」を、一括して議題といたします。審議は個別的にやりますが、一括したいと思います。その理由は、秘密会の開催にしたいと思いますので、その点をお諮りいたします。

◎秘密会の開催について

委員長 ただいま議題となっております、議案第57号及び議案第58号のうち、議案第57号については市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものであります。

また、議案第58号につきましては、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人、その他の団体の競争上の地位を害するおそれがあるものについて、ご審

議をいただくものであります。

以上のことから、議案第57号及び議案第58号の審議を秘密会としてはいかがかとお諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第57号及び議案第58号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第57号及び議案第58号の審議については秘密会といたします。

また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第57号及び議案第58号につきましては記録を残したいと考えます。ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 以上、ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、企画管理室担当職員、スポーツ課長、スポーツ課担当職員、以上でございます。

それでは、議案第57号「平成24年度12月教育補正予算について」及び議案第58号「指定管理者の指定について」ご説明願います。

企画管理室長 議案第57号「平成24年度12月教育費補正予算について」ご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度12月教育費補正予算について、12月定例市議会に議案を提出するよう市長に申し出るものであります。

提案の理由でございますが、平成24年度12月教育費補正予算を要求するためでございます。

資料3ページをお開きください。保健体育費の体育施設費、指定管理者管理代行業務でございます。

対象施設は、資料中、中ほどにございます運動公園ほか5カ所となっております。こちらは運動公園の体育館、武道館、陸上競技場、野球場、プール、栗ヶ沢・金ヶ作・中央公園の庭球場、また新松戸庭球場、新松戸プールでございます。

要求額は、4億5,000万円でございます。

本要求額は、指定管理者管理代行業務について、平成25年度から平成28年度まで4年間の債務負担行為を設定するものでございます。

なお、指定管理者の指定の内容につきましては、引き続き担当課よりご説明をさせていただきます。

スポーツ課長 それでは、議案第58号「指定管理者の指定について」ご説明いたします。

本件は、松戸運動公園ほか5スポーツ施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の第6項の規定により議会の議決を求めるよう市長に申し出るものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、松戸運動公園内の施設、武道館、プール、野球場、体育館、陸上競技場と松戸市新松戸プール、松戸市新松戸庭球場、金ヶ作公園庭球場、松戸中央公園庭球場、栗ヶ沢公園庭球場でございます。

指定管理者の候補者はシンコースポーツ・松戸市体育協会共同事業体で、代表団体はシンコースポーツ株式会社、構成団体は一般財団法人松戸市体育協会でございます。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間を予定しております。

次に、これまでの経過についてご説明いたします。教育委員会事務局では、本年6月の定例市議会におけるスポーツ施設条例の一部を改正する条例の可決成立を受け、7月より本件指定管理者制度の導入に向けた事務手続を進めてまいりました。7月15日に指定管理者の募集記事を広報まつどに掲載いたしましたのを皮切りに、7月19日、20日には募集要領を配布。7月26日は施設説明、施設見学会を開催いたしました。その後、7月30日に12団体から206項目にわたり質疑をいただき、8月21日に全31団体に対し回答を行いました。

質疑の主な内容は、各委託施設及び仕様書に関するものが59件。指定管理者の応募資格や選考基準に関するもの、41件。各スポーツ施設の施設及び設備に関するもの、29件でございます。

最終的に9月18日から21日までの募集期間に7団体、単独2団体、共同事業体5団体から応募がございました。この7団体の中から指定管理者候補者を選定するため、教育委員会事務局内に指定管理者選考委員会を設置し、慎重なる審査の結果、シンコースポーツ・松戸市体育協会共同事業体を本件指定管理者候補者とすることとされ、本日のご提案に至っております。

以上が、これまでの経過でございます。

引き続き選考委員会における選定経過等につきまして、生涯学習本部企画管理室長よりご説明お願いいたします。

私からは、以上でございます。

企画管理室長 お手元の資料でございます。

指定管理者の指定について、松戸運動公園他5スポーツ施設という資料がお手元にあるかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

まず、1ページをごらんください。

選考委員会の設置についてでございますけれども、これは法令等に基づき選考委員会を設定したものでございます。

大きな1番、選考委員会の名称及び設置期間についてでございますけれども、名称は松戸運動公園ほか5スポーツ施設指定管理者候補者選考委員会でございます。設置期間でございますけれども、平成24年10月3日から指定管理者が指定された日までの期間とさせていただきます。

2番、選考委員会についてでございます。選考委員会の委員は松戸市教育委員会指定管理者候補者選考委員会の組織及び運営に関する要綱第2条の規定に基づき、次のとおり決定をさせていただきました。

開催調書でございます。表記のとおりでございますけれども、内部委員を5名、外部委員を4名で設置をさせていただきました。これが開催調書でございます。

次の表でございます。変更後となっております。変更後の理由でございますけれども、表の下に米印、変更理由となっております。まず内部委員のスポーツ課長でございますけれども、スポーツ課長の除斥を行いました。これは応募団体の中に、松戸市体育協会という団体が入っております。その団体でございますけれども、スポーツ課長、個人的に松戸市ソフトテニス連盟の理事長を行っているということで、選考委員会の協議の結果、除斥となりました。

もう1人の大学准教授の一身上の都合による辞退でございます。これは今回、企画書をすべて企業、団体名、またロゴマーク等々、その団体がどこのかわからないようにして伏せてあったんですけれども、確実に伏せているかどうか。選考委員ではなく事務局のほうで確認をしている最中に、この大学の准教授が務めていた学校名が出ている書類がありました。それは直接利害関係ではないんですけれども、この大学の准教授ご本人にそれを説明したところ、ご自身から辞退という申し出がありましたので、これも選考委員会で承認されご辞退されました。

また、欠員分でございますけれども、内部委員のスポーツ課長のかわりは選任をいたしませんでした。外部委員の方につきましては、他の大学の教授にお願いをいたしまして選任を

いたしました。その結果、内部委員5名、外部委員4名だったものが、内部委員、外部委員ともに4名という形で選考委員会を行うことができました。

2ページでございます。

選考委員会の開催概要でございます。

まず、1回目でございます。10月3日9時から12時。内容はここに書いてございますけれども、先ほど申し上げました利害関係の確認。また、選考基準、書類選考シートの確定等、これから進めていく上での重要な部分を、各選考委員さんで協議をして確定をさせていただきました。

2番でございます。書類審査期間、平成24年10月4日から23日と記してございますけれども、これは各社から上がってきた企画書、提案書が膨大な量でございまして、1回の会議では到底読み切れないということでございましたので、委員の希望により自宅に持ち帰る、または研究室に持ち帰る、または市役所に来て閲覧するという形をとらせていただいて、十分各委員が熟読をしたというものでございます。それで、書類審査に臨んだということでございます。

3番でございます。第2回目、10月24日、17時から19時30分。ここで書類審査をしたわけでございますけれども、それに先立ちまして中小企業診断士の審査結果報告もさせていただき、書類審査をしました。この時点で書類審査における順位が確定をいたしました。その場で、次の面接選考シートの確定もいたしました。

続きまして、第3回目でございます。11月2日、9時半から16時半。ここではプレゼンテーション審査を行いました。各社持ち時間20分とさせていただいてプレゼンテーションを行い、プレゼンテーションの順位づけをさせていただきました。この時点で書類審査と、プレゼンテーションの審査の総得点で順位づけをさせていただきました。

次に、3ページでございます。

その結果についての書類でございます。指定管理者候補者の選定経過及び結果でございます。1、応募期間が平成24年9月18日、火曜日から21日の金曜日まででございました。2番の公募団体でございます。7団体、これは先ほどスポーツ課長も申しておりましたけれども、内訳は、単独が2団体、共同事業体が5団体でございました。ただ、この時点で提出された応募書類に応募資格の有無及び書類不備の有無を確認したところ、1団体に書類不備が認められました。この内容につきまして第1回選考委員会にて協議した結果、書類不備があった1団体については失格とするという選考委員の全員一致で確定いたしまして、6団体につい

ての書類審査を行ったということでございます。

3番でございます。審査結果。指定管理者候補者選考委員会において、厳正かつ公平な審査を行った結果、次のとおり決定をいたしました。優先交渉権順位でございます。第1位が表中のとおり、シンコースポーツ・松戸市体育協会共同事業体。書類審査の得点、面接審査の得点、総得点が記載のとおりで他の団体（法人）よりも上位ということで、この順位が確定いたしました。

表の下でございます。米印でございますけれども、選考は書類審査、面接審査ともに応募団体名、ロゴマーク等を伏せた形で行いました。各企業名、団体名のかわりに、アルファベットを用いて表記をいたしました。

書類審査の結果、点差が大きく開いた下位の団体につきましては、選考委員会において協議した結果、面接審査を行わないことといたしました。これは表中の一番下の失格というところが、先ほど申し上げました書類不備の業者でございます。

それから、下から2つ目、3つ目、面接審査が得点がないところ。これが協議した結果、面接を行わないということになりましたので、上位4団体（法人）で面接を行った結果でございます。

今度は大きな4番でございます。指定管理者候補者の構成団体間における役割分担ということでございます。代表団体であるシンコースポーツ株式会社でございますけれども、ア、イ、ウとございます。ア、市との協議、折衝、広報・PR、対外契約等の指定管理者責任者としての業務。イ、利用案内、予約受け付け、利用者の安全監視、指導、スポーツ教室の運営等の施設の運営に関する業務。また、光熱水費の支払いや施設の修繕業務を担うということでございます。

(2) 構成団体でございます。一般財団法人松戸市体育協会。ア、各種団体との調整に関する業務。イ、設備機器の運転、保守、管理業務及び当該業務に係る契約の締結、対外折衝業務を担うというものでございます。

5番、管理代行料。こちらにつきましては、12月議会によって指定期間、4年間分の債務負担公費を設定する予定でございます。これは先ほど、議案第57号で説明をした部分でございます。4億5,000万円の部分でございます。第1位のシンコースポーツ・松戸市体育協会事業体からこの4年間に係る費用として年間で1億1,250万、4年間の総額で4億5,000万という数字を提示されております。ちなみに、スポーツ課の平成22年度でございますけれども年間で1億2,229万391円。これを4年間にしますと4億8,916万1,564円でございますけれども

も、その差4年間で3,916万1,564円が削減されるというふう試算が出ています。指定管理者にすることによって、最大約3,900万減額されるであろうという目算でございます。

4ページでございます。

こちらは指定管理者候補者選定基準でございます。大きな2番、書類審査と面接審査。ここに評価項目と配点と書いてありますけれども、この内容につきましても選考委員会で協議をして決定させていただいたものでございます。書類審査が100点満点、面接審査が20点満点、合計1人120点の持ち点で審査を行い、それぞれの総得点で順位をつけさせていただきました。

審査手順(4)に記してございますけれども、審査得点が上位のものから優先交渉権者、第2順位及び第3順位を決定するというところでございます。これが先ほどの表で示した得点でございます。

5ページでございます。

これは書類選考シートの内容でございます。評価項目、評価内容、こちらにつきましても選考委員会で内容を協議し決定したものでございます。

次に6ページでございます。

こちらはプレゼンテーション審査、面接審査の選考シートでございます。評価基準、判断のポイントが記されております。こちらにつきましても、選考委員会で内容を協議し決定したものでございます。

7ページから9ページでございますけれども、これは企業団体が募集時に出してきた会社の概要でございます。7、8ページがシンコースポーツで、9ページが一般財団法人松戸市体育協会の概要でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

議案第57号及び議案第58号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより、まず最初に議案第57号についての質疑及び討論を行い、採決を行い、その後で議案第58号についての質疑及び討論を行って採決したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、そのような順序で進めさせていただきます。

まず、議案第57号についての質疑及び討論に入ります。

補正予算の中身であります。

山田委員 これは各施設ごと、個別ではないんですか。

スポーツ課長 一括でございます。

山田委員 なぜ一括なんですか。

スポーツ課長 22年度に記載の1億。その数字が各施設の総体の数字で、今回、管理者のほうで各7社がうちの企業はこの数字でやりますと、全体の指定管理者施設のですね。その総体の数字が今回、シンコースポーツと松戸市体育協会の事業体は1億1,250、その数字で年間やりますという積み上げた数字が出ています。

山田委員 積み上げて出るのであれば、分けられない部分があるから一括なんですというお答えかなと思ったらそうじゃないんですけれども、それは分けられるんですか。例えば共通の管理費がこれだけかかるので、それは総体的に管理をするからこうやってやらざるを得ないのであり、こういう数字ってまとめればまとめるほど無駄が見えなくなるので、こういう科目立てになるのは行政上の都合なのかどうかかわからないんですけれども、分けるのかなど。わかるようにしたらいいんじゃないかなと思って、今お聞きをしているんですけれども。それはいたし方がないことなのであれば、それでいいんですけれども、どうでしょうか。

企画管理室長 今、詳細は今スポーツ課のほうから手持ちに資料があるかどうか、確認をされてないんですけれども、この数字ですね、応募書類の中にそれぞれの企業団体が、うちは幾らでやりますという数字が出てくるんです。今回6社から出ているんですけれども、一番最低価格の業者がここだったということも配点の中に入っています。

山田委員 答えにはなっていないです。

わかりました。じゃそれは事情がわかれば、教えていただきたいということです。

どうですか、これは議論を次のやつとをやっぱり分けたほうがいいんですか。というのは、ちょっと質問をしにくいので、できたらちょっと関連することを一緒にお聞きしたいんですけれども。

委員長 そうですか。それでは質疑は両議案を同時に行いますので、続けてください。

山田委員 ちょっとその関連で。

委員長 採決は別々にやることにします。

山田委員 スポーツ課で現行管理運営費が1億2,525万というのが、平成22年度が出ています。これは平成21年度、20年度、その辺の数字はありますか。23年度があれば、またいいんでしょうけれども。より古いほうが出やすいかなと思っているんです。

委員長 3 ページの一番下にあるところです。

単年度では比較できないということですね。

山田委員 そうですね、特殊要因があるかもしれないので。

スポーツ課長 すみません、これには各運動公園施設、新松戸プール、栗ヶ沢公園庭球場という形でこちらの資料はなっています。ちょっとこれをトータルしないと今すぐ出ないので、これを足して、例えば22年度の各施設ごとの、そういった形ですと今すぐ報告できますけれども、20、21、22の各今の5施設を足したここに出ている1億2,500万ですか、その数字があります。それが今出ていないので、それを今集計してご報告します。

山田委員 選定が済んでいますのでいいんですけども、一応お聞きします。その債務の……

スポーツ課長 23年度につきましては、震災の関係でかなり両施設の使用料が減っておりますので、今回22年度を基本とした形でやっております。

山田委員 ごめんなさい……。

委員長 今の使用料と管理費はどんな関係にあるんですか。

山田委員 そうなんです、そこら辺。それと人件費、スポーツ課の試算の1億2,200万にはスポーツ課の職員の方の人件費が入っているわけですね。

スポーツ課長 スポーツ課の職員の人件費と、委託しています臨時職員、そういった人の人件費も含まれた数になっております。

山田委員 入っている。

あとは、修繕とかするとそういうお金も。

スポーツ課長 修繕ももちろん備品、そういったものも……。

山田委員 これまでの積み上げが1億2,500万。

スポーツ課長 はい。

山田委員 それで、それを、すみません。基本的なところだと、なかなか理解できません。1億1,250万で、年で今度は委託をするということになると、その分の人件費は出なくなって。

スポーツ課長 人件費は、うちのほうで今かかっている人件費を予算の中に入れていたわけなんですけれども、ただうちが全部持っている数字と、それと今回企業が上げているこの1億2,500万。それは、いわば人件費等を自分たちの応募者のほうでここまで人件費を下げたりとか、ほかのところで努力をしてもらうのがここに入っているわけです。

山田委員 単純に市は、要はこれとこれを比べていて本当に正しい比較なのかどうかをちょっと確認したかったのです。

スポーツ課長 うちの方法で集計をして、22年度のこの中には全部人件費から修繕、それから備品、そういったものは全部含まれた数字になっておりますので、22年度でこれだけのスポーツ課の今のこの5施設に関して、その数字は固まった形で合計があります。それを受けて、各指定管理者のほうで7社がそれぞれ自分のところでは人件費はこれで、ある程度、備品はこうだと、教室はこうだというような形で出してきたのが今回の提案書につながっているわけなんです。

ですから、今回指定管理者の大きな目的というのは、一つは市民サービスの向上。あるいは、コストの削減というようなものがありますので、今後業者にはできるだけコストを下げた形で出すというのがあります。

山田委員 わかりました。

大きな目的のちょっと縮減のところがどうなっているか、僕は理解ができないのであれなんですけれども、入場料との関係はさっき委員長も聞かれていましたけれども、入場料が少ない年は比較にならないということは、この入場料でプラスで入った分は相殺しているということですか。

スポーツ課長 全体にどれだけ予算がかかったということなんですけれども、22年度についてはプール等も夏場使えなかった時期とか、申し訳ありません。23年度です。だから、23年度使わなかったのは夜の体育館の使用料とか、制限がかなりあったわけです。ですから、1年間を通して平均の使用料がどのくらいかかるかというのが読めないで、今回22年度の予算をベースにした形になっています。

山田委員 使用料を織り込んでいるわけですか。収入のほうに織り込んでいるんですか。支出だけを見ているか、この数字。

スポーツ課補佐 使用料は今回の指定管理については、すべて市のほうになりますので、指定管理は受け付けを含めた維持管理費分。ですから、お客様、利用者が少なくとも指定管理者が入ってくるお金が少ないとか、そういうことではありません。

山田委員 じゃ使用料は、収入は切り離して考えていいわけですか。これは支出だけを考えているから、入場者の多寡は余り関係ないわけですね。要は経費が幾らかかるとかの比較でいけばいいんですね。わかりました。ちょっと、できればこの議案が終わるまでに、ほかの年度のこの種の数字があれば教えていただきたい。

スポーツ課補佐 先ほど課長が23年度のお話をしたんですけれども、震災の影響で23年度を外したというのは、1年間委託の設計変更ですとか、節電とかの影響で毎年の通常よりも委託

のお金、支出が少なかった年になりますので、通常であれば直近の3年を参考に皆さん計算するんですけども、23年を外した形で20、21、22年の金額を参考に指定管理のほうを各業者が計算してきております。先ほど申し上げたように20年のスポーツ課の決算額なんですけれども、平成20年度が1億2,986万1,124円です。平成21年度は、1億2,268万8,366円です。平成22年度につきましては、先ほどのお手元の資料の3ページに書いてあります決算額になります。

山田委員 わかりました。

続けてというか、先ほどの最初のあれは各施設ごとで独立採算ではできないということですね。一括になってしまっているならば、なっているでいいんですけども。

スポーツ課補佐 金額的に1億1,250万ですか、というまとまった金額になっているんですけども、うちのほうで各指定管理の団体に提案をしたのが、運動公園とプールと庭球場という3つのグループのお財布というか、予算の科目がありますので、それを参考にそれぞれ皆さん幾らでやるんですかといったまとまりがこの額になります。

山田委員 それは、つまり人の配置が1人で両方を見たりというようなことも多分あるんでしょうね。

スポーツ課補佐 一つの施設にこれくらいの人を配置するかというのは、各団体のいろいろな提案があったんですけども、それぞれの施設の窓口を含めた人件費もそれぞれ織り込んだ形になっております。

今回の5つの施設は、かなり市内にばらばらにある施設になりますので、1人が2つをかけ持つとかというのは多分不可能な施設もありますので、その辺も選考委員さんのほうに書類及びプレゼンテーションでじっくりと見ていただいて、審査をしているわけですけども。

山田委員 一応、じゃ不可分じゃなくて、分ければ全部経費は分けられるということだけでも、そのこの予算のこの57号のこの書き方は、一括でぼんと書くものなんですね。これはしやうがないんですね。

スポーツ課補佐 ただ、1個の件名に対して、この額が必要ですよという議会も含めたお話になっております。

山田委員 行政的にはそういうこと。

スポーツ課補佐 はい。

山田委員 わかりました。できれば監督というか、その後の進捗を見る中でどう無駄をまた交渉していく。4年に1回交渉するんですか、指定管理者。見直しは。

スポーツ課補佐 4年1くくりになります。3年目のときには、次の年からというのが。

山田委員 そのときに、当然、各施設ごとの経費のかかり方とかもあると思うので、当然それはスポーツ課のほうでまた窓口になるんですね。ですので、そこら辺がよく施設ごとで管理をしていただきたいということでございます。

松田委員 先ほど修繕費のことがちょっと出ましたが、指定管理者の場合には修繕はどういうふうになるのでしょうか。

スポーツ課長 修繕費につきましては、20万円を上限に20万円以下のものについては指定管理者、受けたほうで支払う。それ以上については、市のほうで支払うというような形になっております。ですから、修繕の度合いによって、それを20万という形で仕切るような形で今回はなっております。

松田委員 そうしますと、先ほどの金額の比較なんですけれども、1億2,000万の中には修繕費も含むというような話をされておりましたですね。それで、今のお答えですと、大きい修繕費については相変わらず市が負担をすることになりますか。

スポーツ課長 そうです。

八田委員 そうですか。そうすると、単純にこういうふうな比較というのはできなくなってしまふということになりますね。

スポーツ課補佐 修繕につきましては、スポーツ課の予算、通常の修繕の予算がありますけれども、過去3年間、20万円以下の修繕が何件で幾らぐらいの金額でやったかというのを平均で出しまして、指定管理のほうには固定でこの額で20万円以下の修繕をやってくださいという額を提示して、今回提案をしてもらっております。

委員長 今回20万円を超える修繕はどの程度あったんですか。

スポーツ課補佐 残りの額でスポーツ課のほうで、その年によってかなり差はあるんですけれども、大きい修繕については。残りの額でスポーツ課が大きい修繕をやっていく額は十分に確保しております。

山田委員 そうすると、この22年度の1億2,200万円にその大きい修繕は入っていないんですか。

スポーツ課補佐 はい。

山田委員 入っていないですか。じゃそれは比較可能な。

スポーツ課補佐 スポーツ課の決算になりますか、それは入っています。

山田委員 入っているわけですね。そうすると、スポーツ課の1億2,229万は同じ土俵に乗せ

たらもっと安いということですよ。大規模修繕は大規模修繕ということ、20万円以上修繕はここに、だから本当は控除して比較しないと今の縮減額というのは正しくないということですね。

委員長 つまり、単純に979万円の差額が出たとは言えないということですね。

瀧田委員 指定管理制度は全国的な問題で松戸市だけの問題ではないので大変だなとは思っておりますが、ちょっと二、三質問。そして意見を言わせていただいていた方がいいでしょうか。

まず、体協とシンコースポーツの関係。これはどういう関係なんですか。別の団体だと思うのですが、その2つが組織的には、例えば上下とか、対等とか、合併とか、どういうふうな関係でお仕事をしていくんでしょうか。

委員長 まず、これを先に伺いますか。

瀧田委員 お願いします。

委員長 その点からお答えをお願いします。

スポーツ課長 今のご質問は、体育協会とシンコースポーツがジョイントベンチャー、JVを組んでやったいきさつについては、私どもスポーツ課のほうでは把握しておりません。

企画管理室長 簡単に言うと協力団体です。今回、最初に申しあげましたけれども、応募団体の中で内訳で単独が2団体で共同事業体が5団体ございますと申しあげたんですけれども。

瀧田委員 協力団体ということですね。

企画管理室長 そうですね。お互いに得意分野を出し合って、苦手面を補っていく。それがよりよい一つの団体になっていくということです。

瀧田委員 資産的なものというか、そういうものは。

企画管理室長 この事業については、合算です。会社は別です。だから、シンコースポーツ・松戸市体育協会事業体の中で一つの会計をつくるということです。

瀧田委員 そうですか。結構、体育協会の資産は少ないのですが、収入は多いんですよ。年間の収入は。用紙を見たんですけれども、同じくらいですよ。

企画管理室長 シンコーのほうが大きいです。

瀧田委員 大きいといってもそんなに変わらなかったです。

経常利益というところを見て、11年度の経常利益のところと、それから9ページの体育協会の経常利益の11年のところを見ていただいて、多少はシンコーさんが多いけれどそんなにはないですね。その2つを合算して事業を展開するのかなと思ったけれども、そういうことはないんですね。

企画管理室長 この事業については提携します。

委員長 8ページと9ページの数字は単位が書いてありませんけれども、千円ですか。

企画管理室長 シンコースポーツは千です。

委員長 単位を省略して数字のみで言いますと、経常収益が28,050で、費用が27,404だから、差額は646ですね。全体の数字が違います。収益と費用はプラスマイナスしなければいけないですから、会社のほうはこれは総売上が628あって、当期純利益は22,038です。会社にはこれだけの利益がありますが、体育協のほうは利益はほとんどありません。そういう意味では、数字は違うということですね。

瀧田委員 数字は違うんですね。

それで、そういう提携を結んでお互いに補い合うということは理解しました。

それから、もう決まっているからこれで構わないんですけども、これも皆さんに教えていただきたいのですが、書類採点が100点満点と、面接が20点満点なんですけれども、面接では2位のほうが多くて24点も違っていて、そして書類審査のほうは44点ですか。それも計算が間違っていますか、大丈夫ですか。

そうすると、それを同じ土俵に乗せて総点でやるというのもちよっときついかなどは思ったのですが、それは皆さんの合意で委員会でそういうふうに決定なさったのでしょうかから何も言えませんが。片方が20点満点で、片方は100点満点が同じ土俵に乗って総計でやるのもちよっと違うかなと思って、ここは見ました。感想です。いろいろな事情があったと思いますから。

それと、シンコースポーツさんも今まで3つの体育館の指定管理になっていますね。柿ノ木と常盤平と小金。その結果信頼もおありなんだろうと思います。でも、中で私は審査委員でも何でもないので何とも言えないのですが、いろいろな事業を展開しているということがありまして、20年ぐらいやってるとか書類に書いてあります。

スポーツ課長補佐 7ページです。

瀧田委員 7ページ、そうそう。7ページにプログラム指導事業というのがあります。真ん中辺ですね。これというのは、20年しているということなんですね。その一部分もたしか松戸の体育館で展開していると思います。私、この間たまたま10月の事業予定を見ましたが、ただ傾向だけを見てみると、3つの体育館で30回今シンコースポーツ主催のスポーツ教室を30回やっているんです。

その内容が、ヨガが15回、それかららくらくエアロが3回、それからピラティスが2回。

ピラティスというのは筋トレみたいな感じのものですけれども、それからボールでシェイプというのが5回。計30回を3つの体育館でやっているんです。それは一つの市民サービスとしていいんですけれども、運動の、スポーツの内容がすべて個人を満足させるにはいいんですが、スポーツ本来の持っている社会性という面から見ると、少し片寄っているのではないかと、私は今後もう少し社会性のあるスポーツを展開していただきたいと思っています。

もし事業をするというのならば、体育協会が今度は加わっておりますので、体育協会のほのご意見を取り入れながら、そういう事業の展開も少し考えていただかないと、今のこれではちょっと考えられない。ヨガだの、シェイプで何とか。それを公的な施設を使って大々的にやっているわけです。ほかはみんなそういうのは個人で、自分たちでスタジオを借りたり苦勞してみんなやっているわけです。公的施設管理者の事業としてはちょっと力が足りないかなというふうに思っています。

それから、意見を言わせていただくと、サービスの向上とか、スポーツ機会の均等とか、そういうことをテーマにして完全民営化が図られました。そして、すべての体育施設が全部シンコースポーツになった。先はどうなるかわかりませんが、シンコースポーツの独壇場になっている。体育協会が辛うじて今度参入しましたが、そこには競争という原理がなかなか働かないんじゃないかというふうに不安になる一方で、社会体育の、スポーツ課ですね、スポーツ課が今まで果たしてきた社会体育の普及とスポーツ振興の場としての力。そういうものがどういうふうにこれからなるのかと思ったりしています。

そして、今まで生涯スポーツとって、ある程度中年以降、中年・高齢の方たちがスポーツを大変楽しんでいますが、それはやはり土壌があって、いろいろな環境とか、それからスポーツ推進委員ですか。その人たちのまいた種の上に今がある。スポーツ課の業績も大変大きかったと、過去が大きかったと思います。

それが、今例えば一つの学校が民になるといったら大騒ぎなんですけど、ある程度、公的存在の体育館が民になっても、みんな別に何も変化を感じないかもしれませんが、そこは大事な社会体育の教育現場なんです。それを民間に委託した場合に、ただ経済的な状態とか、それからサービスの数がどうなんじゃなくて、質の高い教育の場として力を発揮しているかどうか、そういうことをきちんと見守っていくところがあるかどうか。そこがとても心配です。生涯教育の中のスポーツ部門が後退することにならないよう、お願いしたいというふうに思っています。

スポーツには社会全体を活気づけさせる特性があるわけです。そういうものをちゃんとどこかが支援をしないと現場だけでは続きません。もう会場を借りようと思ってもうまく借りられない。何だかがたがたしているうちに、もう面倒くさくなったからやめましょうという傾向が今文化団体にも少し起きています。文化団体もすごく少なくなってきました。スポーツ団体も今のところ人気があって、一生懸命みんな何とかかんとかやっていますが、それはどこかがサポートをしないとかなり難しいかなというふうに思っていますので、今後シンコースポーツさんが事業を展開するにしても、もう少し社会性のある内容を入れるとか、または地域の中にそれなりに力がある指導者がおりますので、シンコースポーツさんのアルバイトとかで賄うんじゃなくて、市民の中から発掘してスポーツ指導をできる人たちを養成、実践させる場所をスポーツ課が中心になってつくっていただきたいというふうに思います。

今後、またどういふふうな使用状況になっているか。どういふふうな現場になっているかということのご報告のチャンスというのも、私たちはしっかり見きわめていって、4年後にまた見直したりするんでしょうし、ほかの体育館も見直したりするんでしょうから、現場をやっぱり見ていただかないと困ります。例えば雪の日に何度言っても階段のところの雪かきがしていないのをサービスと言いますか。言わないですよ。

それから、トイレが3階まであって3階分のトイレを一度同時間にお掃除するということがありますか。多分、人件費を節約する結果だと思います。その辺も細かいことで恐縮ですが、よく見ていただいて、そして今後の本当に民営化でいいのかどうか。スポーツ課さんのこれからのお仕事は、もっともっと内容のあるものになっていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

スポーツ振興の国の予算が2%しか使われていないとか新聞に書かれていましたが問題です。スポーツ振興法が去年できて、文化としてのスポーツの発展を期待していましたが。ましてや松戸市は本当にスポーツ王国と言われるぐらい、みんな一生懸命、発展してきたわけですから、それを上手に、またもう少しもっといろいろな世代に普及をさせていただきたいというふうに思います。

ちなみに、シンコースポーツさんの事業は全部9時から17時までですね。そうすると、子供たちを対象にしたものがない。それから、仕事をしている人を対象にしたものがない。非常に偏った教室を組んでいますので、そんな実態もよく知った上で、今後きちんとご指導をしていただきたいというふうに思っております。

長くなって申しわけありません。

スポーツ課長 今、瀧田委員からかなりのご指摘を受けましたが、実情といいますと、3体育館をシンコースポーツが指定管理を行っておりますけれども、教室について今お話がありましたように、ヨガ教室とかボールアンドシェイプとかピラティス、普通の一般の方が聞いてもわからないような教室なんですけれども、現実、松戸市のスポーツ人口からして、今の体育施設。松戸はもう本当に完全に今低下している状況なんです。その中で、その体育館なりを使っている使用者はかなりの応募者がいるわけです。

その中で、体育館で例えば柿ノ木であれば柿ノ木で、もうこの週の何曜日のこの時間帯は利用者が少ないという平均の数値で、そこに事業というような形で教室を入れ込んでいるわけです。ですから、本来例えば向こうで今はやりのスポーツをシンコースポーツで、その時間を自分のところでとってやるということになれば、全然それは違ってきますけれども、今の実情はやはり各スポーツの団体があって、そこではこの時間を自分たちが使いたいというのが、年間を通じて入ってきているわけです。その合間を縫ってやる自主事業なので、今言われたようにこういう事業ではちょっとはやらない。もっと社会性のあるものであるということであれば、こういったものを今度新しくなった指定管理者のほうで研究しながら。自分のところでその体育館の何時から何時までを自分のところで押さえられるというものじゃないんです。あくまでも、それが認められれば相手方もいろいろな教室を考えて……

瀧田委員 定期的にずっと押さえていますね。

スポーツ課長 これはその週の一番……。

瀧田委員 間にぼんぼんとかと押さえているんじゃないくて、木曜日なら木曜日はずっと押さえているとかとなっていますね。だから、そういうことは火曜日とか、一応曜日を決めて押さえているみたいです。だから、それはそれでいいんですけれども。

スポーツ課長 要するに指定管理者が自由に自分のほうでそういった教室をやるために、教室を設けるというのは今の段階では、たまたま今はそのような形で何曜日というのがあったかもわかりませんが、押さえられないというような状況なんです。

ですから、今後松戸市全体の今回3体育館なりに、運動公園の体育館、それもあわせて中で全体で今度はシンコーが全部に入るのであれば、その辺の利用率とか、そういったものを鑑みて教室を入れ込んでいくというような、そのまさに今瀧田委員が言われているような、ほかの種目で人気のあるようなスポーツ、社会性のあるスポーツを……。

瀧田委員 人気はあるんですよ、正直言って。人気はあるんです。だけれども、やっぱりジムとか、民間のところはもっと高いお金を出して、月1万くらい出してみんな一生懸命行って

いるわけだから、そこと競争にはならない。そういうところがどんだめになって、やっぱり1回400円で行ける場所が人気があるのが現状です。その良さを認めないわけではありませんが、いろいろな会社に入って競争をしていただくのも一つの手かなというふうに思いますけれども。

教育長 いろいろな考えがあると思うんですけども、公正な競争、公平な競争と有効な競争というのは多分違うんだろうと思います。

今は指定管理をどこかにお願いするということを前提に考えますと、ゲームが始まってルールをつかったわけではなくて、ゲームの前にルールを設定していますので、書類審査が100点配点で面接が20点といった配点の最適な配分には議論の余地がありますが、後出しじゃんけんではないので妥当なものと考えています。

「価格さえ低ければよい」と単純に判断できませんので、総合的に考えるしかないと思います。厳密な意味でベストはなく、ベターなものを選んでいくことになるのではないかと考えています。だから、要はベストなものはないので、ベターで考えていくしかない。

手続き的正義を踏まえながら、運営の評価については、4年後に適切に下すことになると思います。

山田委員 ただ、結果、私も言われてそうなんだなと思ったのは、独占というか寡占というか、されたことによるデメリットが結果としてあらわれるのであれば、そこはチェックしなくてはならない。

ただ、じゃほかの会社がやっているよその市の施設を見に行くとかということ努力すべきかどうか。ちょっとこれは置いておいて、少なくともプレゼンテーションでやるよといった計画どおりに本当に行われているのかのチェック機能が働くのかどうか。どの程度働かせるのかということは、恐らくこれは発注者側というか、市の責任だというふうに思います。そこは多分がちりやらないと、足りなければ足りないんじゃないかということはいくような気がします。特に結果独占されているということ、されたということ。よりよい企業だからそうなったんだと思いますけれども。

教育長 独占の定義がよくわかりませんが、ルールの範囲で運営してもらうことになると思います。

山田委員 独占が悪いといっているんじゃないなくて、比較のしようがなくなるなという意味で、ほかはこうだけれども、ここがどうだというのは市内で比較できないという状況ですね。

教育長 どのような条件を整えれば適正な比較ができるか、その必要十分条件とは何か、こう

いう議論を本格的にやればやるほど袋小路に入って、公正とは何かなど分からなくなってしまう恐れもあります。

山田委員 市民から言われたときに、一定の説明ができるということが大事なので。

教育長 どこかで厳密な定義を見切る必要があると思います。

山田委員 そうですね。だから、出そうな話が今ここで出ているなと思っていただいて、これには適当に答えていただかないと。

スポーツ課長 指定管理者の例えば3体育館については、今月たまたま評価委員会を開いて、そこの施設の状況を鑑みながらやっていくという、年に1度必ずやるということになっていますので、そのときにまたいろいろな意見が出て、見直しとか、そういったものが出てくる。今月やるようになっていきますので、3体育館については。

教育長 評価委員会を尊重して進めることが大事かと思います。

松田委員 さっきの質問になりますけれども、指定管理者制度がまずしなければいけないんだという、そこが先にあるわけですよね。そうではないんですか。そうですね。それが先に市のほうで大枠が決まっていて、それにその金額云々を判定していったと、そういうこの説明でよろしいのでしょうか。

先ほどの説明だと、これは安くなるからこれに決めたというふうな、これだけの収益が出ますというような説明だったので、その点を突っ込んで私たちが検討していくと泥沼に入ってしまうということがあると思うんです。まずそれがあって、その中でいろいろ検討をした結果ここになったと、こういう説明をいただければ納得できるのかなと思うんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

スポーツ課長 はい。

委員長 それは一つの方法として、そういうプロセスでやってきましたということですね。

瀧田委員の質問と意見は、現場を見て、あるいは利用者の声を聞くと、やはりもう少し違う視点も考える必要があるんじゃないかという、そういう主張だと思いました。それは委員が現場の声を聞いたり、あるいは現場の実態をかなり把握されているからだと思います。その辺は現に指定管理者にお願いをしている3つの運動施設、体育施設、これのチェック、監督とそれから指導、これがどういうふうフォローされているかです。言葉はちょっときついですけど、野放しなのか、それともやはり時々行って何らかの目を光らせているかどうかです。

結局、それは利用者が最終的にはいるわけです。利用者が不便を感じない。今の指定管理

者のもとでの管理はうまくいっている、利用者にとっても非常に使い勝手がいい。いや、市の管理でやっていたほうがとてもよかったというような声が出てくると思うんです。そのところのチェックをどの程度やってきたか、あるいはやる必要があるかです。それらをもとにして、このシンコースポーツがやってきたことに対して、今回の面接等ではそこは何か意見として出たのかどうか。そういうことが全く考慮なしにポイントでもって決めたのかどうかということが、ちょっと気になったんだと思います。

したがって、今回のルールが先に決まっていますから、ポイント制でこうやって審査をやったとすれば、その中には過去の運用実績というポイントはないわけですね。したがって、他の施設の運用実績、それについての評価なんていうのはないから、それがポイントにはなっていないので、そういう意味ではご苦労をされたから順序から言えばこういうことになるかもしれないけれども、我々施設を所有する側としては、そこは管理運営する人をチェックする必要がある。指導をする必要がある。それは、その施設の所有者であると同時に、市民の利用を促進すること。その人たちの施設であるということが前提であります。そのところを、活用する側としては気をつけていきたいということじゃないでしょうか。

そうしないと、だれのための施設かということが根本から問題になりますからね。

まとめではありませんが、そんな気が私もしました。いろいろ伺っていてメモをしてみたら、競争というのもある意味では重要です。サービスの競争です。つまり、利用者側が本当にいいという意味での声が出てくるような競争をどうやってしているかです。

それから、独占という言葉は非常に意味が重い言葉ですけれども、次のことが言えるのは確かです。権力は腐敗するということです。長く続くと腐敗するんです。最初がいいんですが、権力が長く続くと自然と腐敗するんです。それはどの組織もそうです。したがって、交代が必要です。風通しをよくしなければいけない。だから、独占というような形で1社がすべての施設を管理、運営するとなると、やはりそこには風通しがよくない空気が出てくるから、そこは政策的に何か判断が必要だろうということです。

したがって、いい悪いじゃなくて、競争入札でいくと、それはそれで一つのルールだからいい。だけれども、実際にそれでよかったかどうかということは後で考えて、政策判断もこれから場合によっては必要かもしれません。その兼ね合いは、それは発注者が行えばいいことで、それをポイントに入れておく必要があるんだと思います。

それから、瀧田委員が重要なことを言いました。スポーツ推進委員。この人たちの育成も、やっぱり考えていかなければいけないという点です。これはとても重要な視点で、その辺は

今回の指定管理というところの関係では出てこないでしょう。したがって、松戸市の市民スポーツの、あるいは地域スポーツの活性化、育成ということを考えれば、スポーツ推進委員の育成ということその点を織り込むことができるのかどうか。その辺は検討をしていただきたいところなんでしょうね。それは現に瀧田委員がそういうスポーツ関係のことをやっておられるから、非常に危機意識を持っておっしゃっているんだと思いますので、その辺も考慮に入れていただきたいというふうに思いました。

事務局としてはこういうふうに議題として出してきたこの結果を、きょうのこの委員会で決をとって、それを議会に提出するということですね。したがって、委員会としてはいろいろ意見を出していただきましたが、一応意見が出そろったということであれば、これを採決いたしたいと思いますがよろしゅうございますか。それとも、まだ何かご意見ございますか。

松田委員 もう一つだけちょっと確認をしたいのですが、最初に山田委員がお尋ねになった、それを分割することはできないのかどうかということについては、結論は出していただきましたか。お答えいただいたんでしたでしょうか。

企画管理室長 4億5,000万の内訳ということですか。

松田委員 そうではなく、この体育館、運動公園と指定管理者を変えることはできるのかどうか。部門ごとに。

山田委員 仮に発注の段階で。

松田委員 そうですね。

スポーツ課長 施設ごとということですか。今回はあくまでも運動公園内施設とその他5施設ということで、現在スポーツ課で扱っている有料施設をすべて入れた形になって、まだスポーツ課で管理している無料施設で河川敷の野球場、あるいはソフトボール場、広場等もありますけれども、今回はスポーツ課が、要するにスポーツ課の職員の人員削減というようなものもありましたので、有料施設についてすべて今回指定管理に預けるといような形で、方向でやっております。

山田委員 それを施設ごとに、例えばここだったら地元のこういうところがJVで小回りのきくいい運営ができるというところがあるかもしれない。安くできるところがあるかもしれないけれども、全部やれといわれたらある程度の企業のところでないといけないというところがあるし、個別のものも見えにくくなるからどうなんですかということに関しては。

スポーツ課長 今言われましたけれども、実際、今回は今の施設全部を一括にとというのが頭にありましたので、それを分けて例えばテニスコートだけを一つのグループ。体育館を一つと

というような形では今回は一切頭の中になくて、もうすべてスポーツ課で扱っている有料施設を全部指定管理者に預けようというのが頭にありましたので、恐縮ですけれども本当に分割してやろうという考えは、初めからありませんでした。申し訳ありません。

生涯学習本部長 その件につきましては、今後の課題になってこようかと思います。先ほども瀧田委員がおっしゃいましたように、競争原理が働かないとか、そういうことも含めまして1社で全部、結果的にそうなただけなんですけど、中身を見ますとそこがいいとして選考委員の皆さんが決めたわけです。ですが、結果的には1社で独占になったということは、それは今後については考えていく必要があるというふうに思っています。

委員長 そうですね。1社になったということと、それから山田委員の言ったように、もう少し地域ごと、ブロックごと、そんな公開入札のやり方も考えてもいいんじゃないかということも含めて今後の課題ですね。合理性という観点からすれば、一括のほうが合理的なんですけど……。

山田委員 合理的というのは、大きいことによってメリットが出てくれば私は松戸市内が全部シンコーになったことにメリットもあると思うんです。そのメリットをメリットとして出せばいいんだけど、総体でやっちゃうから結局わからないんですね、それが。別にほかの3施設と今の場合ですけども、それがあつたらうなと思うんですけども。

スポーツ課長 今回はたまたまシンコースポーツと体育協会が決まったわけですけども、いづれにしてもそこまで私ども出すときは、もちろん読んでいなくて、今私自身が思うのは、3体を今やっていますね。それと今度は運動公園の中心施設が加わってやれば、今のシンコースポーツの中で小金原や常盤平、柿ノ木台と、その中の中心の運動公園が松戸市のスポーツ施設の核としてつながっているわけですから、この地区においてはこういったもの、この地区においてはこういったものということで、一つの組織の中で松戸市の組織、スポーツの動きがどのような形で流れているかというようなことがすごくつかみやすくて、じゃこの地区ではこういったものというように、単純にそこだけ全然関係ないところからとったのであれば、運動公園独自の形で考えていくようになるわけですね。それは松戸市全体のスポーツの動きというのが見えるので、そういったものには、例えば体育協会がとったことについては、その辺がプラスになるのかなというふうに思えます。

委員長 いかがでしょう。

採決に入ってよろしいでしょうか。かなり時間も押してきました。

山田委員 これを一括でやるということ自体もう前に諮っているわけですね。だから、それに

ついて今どうこうは、もう今さら難しい。

委員長 今後のことは、場合によっては設置者としての義務があるということになりますね。
よろしゅうございますか。

それでは名残惜しいかもしれませんが、採決をさせていただきます。

まず最初に議案第57号について、採決いたします。

議案第57号の補正を要求することについてご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第57号についてはご承認いただいたものといたします。

次に、指定管理者についての議案第58号です。

この件について採決をとります。ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 若干まだ言い足りないことがあるかもしれませんが、議案どおり決定するという
ことにいたします。

したがいまして、議案第57号、58号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は、以上です。

以上で秘密会を終了いたします。

他の職員の皆さん、それから傍聴人の入場を認めます。

◎その他

委員長 それでは、その他に移ります。

事務局お願いします。

教育長 その前に、先ほど計算をしておくとして申し上げたものを施設課長のほうから報告します。

委員長 お願いします。

教育施設課長 先ほどの耐震化率についてですが、耐震の必要な棟数。耐震の棟。改修の必要のある棟数、これが学校全体で190棟。そして、改修済みの棟数、これは平成24年度末の数字で106。未改修の棟数、84。合わせて耐震化率は69.5%となります。

耐震化率につきましては、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

教育施設課長 それから、前々回の放射能の関係の河川に対する影響はということで、まだ未

回答の部分がありましたので、それもあわせて報告させていただきます。

松戸市内の河川の水にどのような変化が見られるのかとのご質問について、関係機関に確認しましたのでご報告いたします。

環境省の調査結果、これは7月から9月の最終分です。これの市内の河川、3地点、坂川、新坂川、江戸川の水質の放射性セシウム134、137、これにつきましては不検出とのことでございます。

次に底質、川底でございますけれども、放射性物質濃度の測定数値は公表しておりますが、川底への影響については基準がないのでわかりませんとのことでした。

なお、測定については継続中ということでございます。

それから、魚介類の影響について。これは水産庁に伺ったところ、東京湾の河口付近では基準となる数値を超えてはいませんとの回答でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ちなみに、せっかくですから何かそれについてご質問というか、ご意見があれば伺いますが、よろしいですか。

その他については特にほかにありませんが、委員の皆さん何かございますか。

それでは、次回教育委員会会議の日程について、事務局お願いします。

企画管理室長 平成24年12月定例会でございますけれども、平成24年12月13日の木曜日、午後3時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成24年12月13日、木曜日、午後3時から。2時ではなくて3時からですね。教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成24年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

長時間、どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時53分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員